

令和7年5月21日
松田町議会
松田町議会事務局

条例改廃請求代表者への意見を述べる機会の付与(案)について

令和7年5月21日に開催された議会運営委員会において、地方自治法第74条第4項の規定に基づき、条例改廃請求代表者に意見を述べる機会を与えることについて、下記のとおり内定したことをお知らせいたします。

記

- 1 日 時 令和7年5月22日(木) 午後2時
(議事の進行により、時間は変更することがあります。)
- 2 場 所 松田町議会議場(松田町役場4階)
- 3 事件名 松田町長の在任期間に関する条例を廃止する条例について
- 4 意見を述べる者 請求代表者
- 5 意見を述べる時間 15分以内
- 6 傍 聽 一般傍聴席は25席
先着順により傍聴券を発行します。(松田町議会傍聴規則第5条)